プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定に関する検討

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）及び移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメントは 2026 年 2 月 6 日に締め切られ、30 通のコメント・レター（団体等 20 通、個人 10 通）が寄せられた。

3. 寄せられたコメントへの対応については、第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日開催）及び第 251 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）（以下「第 572 回企業会計基準委員会等」という。）において、原則としてコメント対応表において検討を行うこと、ただし、過去の審議では詳細に検討していなかった等の理由から、個別に検討を行うべきものについては審議資料を作成して検討を行うことを提案し、概ね異論は聞かれなかった。

4. さらに、個別に検討を行うべきものについて、第 572 回企業会計基準委員会等において、簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定について検討することを提案し、概ね異論は聞かれなかった。

5. 本資料では、本公開草案に寄せられたコメントのうち、簡素化された予想信用損失の算定方法における SICR の判定に関する検討を行うことを目的としている。

II. ASBJ 事務局による分析及び提案

（本公開草案における提案）

6. 予想信用損失適用指針案において、期末において正常先に区分された内部信用格付

に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次のとおり判定することを提案している（予想信用損失適用指針案第 58 項）。

(1)　優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う。

(2)　要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。

①　債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合

②　債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合

③　債務者について前期末において債権等が存在しない場合

7. 本公開草案では、前項(2)の要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、前期末における債務者の内部信用格付が中間格付若しくは要判定格付に区分されていた場合、又は前期末において債権等が存在しない場合に関する反証に関する定めを提案している。

（本公開草案に寄せられたコメントの分析）

8. 簡素化された予想信用損失の算定方法における SICR の判定について本公開草案に対して寄せられたコメント[1]のうち、本資料で取り上げるコメントは以下のとおりである。

(1)　3-1.20)　その他要注意先の状態で貸付を実行した場合に、その後、当該債務者が正常先にランクアップした場合には反証規定を用いても SICR なしとして取り扱うことができないと考えられる。

(2)　3-1.26)　前期末に要注意先以下であったケースについても、前期末との比較により、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)ただし書きに列挙された 3 つの

[1]コメント全文は非常に長いため、コメント対応表における論点の項目を項目番号とともに記載している。コメント全文については、別紙：コメント対応表の抜粋を参照いただきたい。

ケースと同様の整理を可能とすることが望ましいと考えられる。

(3) 3-1.26) 前期末にその他要注意先に区分されており、予想信用損失適用指針案第 60 項(1)ただし書きに従って、個別の債権等の単位で債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大が生じていないと反証されていた債務者について、期末において正常先の要判定格付に区分された場合の取扱いを明確化することが必要と考える。

(4) 3-1.27) 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に改善した場合の反証の取扱いを明確化すべきであると考えられる。

(5) 3-1.27) 前期末が要注意先以下である場合については、反証可能な例に含まれていない。前期末に反証できていた要注意先以下が正常先の要判定格付にランクアップした場合には、引き続き反証可能であるとの理解でよいか。なお、要注意先以下で反証せず、要判定格付にランクアップした場合の反証の取扱いはどのようになるか。

(6) 3-1.28) 前期末の内部信用格付がその他要注意先に区分された債務者について、①信用リスクが著しく増大していたと判定されていた債権 A 及び②個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）債権 B が存在した場合で、当期末の内部信用格付が正常先の要判定格付となったケースを想定する。このようなケースは、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)の反証できるケースに含まれておらず、反証の可否が不明確になっている。

予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では、当期末において要判定格付に区分された場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないことが反証できるとされているが、その他要注意先に対する債権のうち、個別の債権の単位で反証している債権と反証していない債権をまとめて債務者単位で反証できるのかどうかを明確化すべきである。

(7) 3-1.26) 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)ただし書きに列挙された 3 つのケース以外にも、信用リスクの著しい増大がないと個別に判断できるケースは存在しうると考える。この点を踏まえると、その他要注意先に係る予想信用損失適用指針案第 60 項(1)の判定方法と同様に、正常先の要判定格付に区分された債務者についても、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましいと考える。

9. 前項(1)から(6)に記載の意見は、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期末に正常先の要判定格付に区分された場合、当該債務者に対する債権等に関して、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるかについての明確化を求める意見であると考えられる。

10. また、本資料第 8 項(7)に記載の意見は、その他要注意先に区分された債務者と同様に、当期末に正常先の要判定格付に区分された債務者についても、個別の債権等の単位で発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとすることを求める意見であると考えられる。

11. ここで、次項以降において、(1)前期末にその他要注意先以下に区分された債務者が当期末に正常先の要判定格付に区分された場合の反証方法及び(2)正常先の要判定格付に区分された債務者について個別の債権等の単位で反証する方法について検討を行う。

(前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法)

12. 本資料第 6 項に記載のとおり、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、当期末に要判定格付に区分された債務者に対する債権等について、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができることを提案している。

(1) 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合

(2) 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合

(3) 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

13. 前項に記載の定めは、債務者の内部信用格付が前期末において中間格付又は要判定格付に区分されている、又は前期末において債権等が存在しない場合に限定されており、債務者の内部信用格付が前期末においてその他要注意先以下に区分されている場合の取扱いについては定めていない。

14. 内部信用格付が前期末においてその他要注意先以下に区分された債務者について、当期末では正常先の要判定格付に区分されている場合、予想信用損失適用指針案では、正常先の要判定格付及びその他要注意先以下の内部信用格付のいずれについても債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているとみなしている点については同じである。このため、その他要注意先以下の内部信用格付から正常先の要判定格付に変更になったことだけをもって、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないとすることはできないと考えられる。

15. 一方、債務者の内部信用格付が前期末においてその他要注意先以下に区分されており、かつ当期末において正常先の要判定格付に区分されている場合には、前期末に比して信用リスクが減少していると考えられるため、当期末において債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できるケースが存在する可能性があると考えられる。

16. ここで、前期末においてその他要注意先以下に区分されている債務者に対する債権等については、以下の2つに分類することができると考えられる。

(1) その他要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等のうち、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証した債権等

(2) その他要注意先以下に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等であり、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う債権等

17. 前項(1)の債権等は、個別の債権等の単位で、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証した債権等であり、典型的にはその他要注意先に区分された後に新規で貸付を行った債権が該当すると考えられる。ここで、その他要注意先から正常先の要判定格付に内部信用格付が上方遷移した場合には、発生の認識以降に信用リスクが低下したと考えられることから、引き続き反証できると考えられる。

18. 次に、本資料第16項(2)の債権等は、債務者の内部信用格付がその他要注意先以下に区分されており、かつ前期末時点では反証しなかった又は反証することができなかったものである。この債権等は、更に以下の2つに分類することができると考えられる。

(1) 発生の認識時に正常先の優良格付に区分されており、その後、その他要注意先以下に区分された債務者に対する債権等

(2) 発生の認識時に正常先の中間格付以下に区分されており、その後、その他要注意先以下に区分された債務者に対する債権等

19. 予想信用損失適用指針案における原則的な考え方に照らすと、前項(1)の債権等については、当期末において発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているため、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することはできないと考えられる。一方、前項(2)の債権等については、当期末において発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと考えられるため、反証を可能とすること

が考えられる。

20. ここで、前期末における債務者の内部信用格付がその他要注意先以下であり、当期末において正常先の要判定格付となるケースに関する反証の単位について、仮に債務者単位で反証可能とした場合には、本資料第 18 項(2)のみならず、同項(1)も発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱われることになるという弊害が生じると考えられる。このため、債務者単位で反証できるとするのは単位が大きすぎると考えられることから、個別の債権等の単位で発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証できるようにすることが考えられる。

21. ただし、当該反証においては、すべての債権等について発生の認識以降に信用リスクと厳密に比較することなく、各社における新規貸付に関する実務を踏まえると債務者単位で判定することで足りる場合があると考えられる。

（正常先の要判定格付に区分された債務者について個別の債権等の単位で反証する方法）

22. 本資料第 8 項(7)に記載の意見は、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)ただし書きに列挙された 3 つのケース以外にも、信用リスクの著しい増大がないと個別に判断できるケースは存在しうると考えられるため、その他要注意先に区分された債務者と同様に、当期末に正常先の要判定格付に区分された債務者についても、個別の債権等の単位で発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとすることを求める意見である。

23. この点、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することは、原則的な方法による SICR の判定と整合的であると考えられる。

24. このため、正常先の要判定格付に区分される債務者についても、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとすることが考えられる。

（小括）

25. 本資料第 12 項から第 21 項の「前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法」に関する検討と本資料第 22 項から第 24 項の「正常先の要判定格付に区分された債務者について個別の債権等の単位で反証する方法」に関する検討

を組み合わせて考えると、いずれも正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等について個別の債権等の単位で反証できることを定める内容になっている。このため、両者を 1 つにまとめて定めを設けることが考えられる。

26. この場合、定めとしては、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法に関して言及されないこととなる。この点、本資料第 12 項から第 21 項に記載した内容は実務において運用する際に役立つと考えられるため、要約した上で結論の背景に記載することが考えられる。

(ASBJ 事務局による提案)

27. 本資料第 8 項から前項の分析に基づき、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)を次のとおり修正することが考えられるがどうか(追加は下線で示している。)。

予想信用損失適用指針案
Ⅱ. 会計処理 **3. 簡素化された予想信用損失の算定方法** **(1)信用リスクの著しい増大に関する判定** **(正常先)** 58. 期末において正常先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次のとおり判定する。 (1) (略) (2) 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。また、次のいずれかの場合には、債務者単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。 ① 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合 ② 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合 ③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

28. また、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法に関して、本資料第 12 項から第 21 項に記載した内容を要約した上で結論の背景に記載することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント
ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以　上

別紙：コメント対応表の抜粋

論点の項目	コメントの概要
（簡素化された予想信用損失の算定方法についてのコメント）	
3-1.20） 優良格付と中間格付の定義の明確化と合わせ、実務上の適用上の課題への対応を行う必要がある。	反証規定の実務適用上の課題への対応 適用指針案においては、要判定格付に反証規定が適用できるのは以下の３つの場合であるとされている（58 項(2)）。 • 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合 • 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合 • 債務者について前期末において債権等が存在しない場合 しかし、「優良格付」「中間格付」は事実上何も定義されていないことから「前期末において中間格付に区分されていた場合」の判断についても実務に委ねられることになる。これは様々な適用上の問題を生じさせる。例えば、中間格付の範囲を極めて広くする等により、事実上「正常先＝SICR なし」という整理をすることは内部統制上、あるいは監査上許容されるのだろうか[5]。会計監査人の立場からは、そういった整理は常識的には認められず、もとより「正常先＝SICR なし」と整理するのが明瞭性の観点から望ましいと思われるが、会計基準どおりの取扱いであることから、これを否定するのも監査上困難となる。 また、要判定格付の反証を「前期末」という一時点と比較して行うことによることから、実務への適用において様々な混乱が生じることが予想されている。具体的には、優良格付（正常先上位）から中間格付（正常先中位）に落ちる時期によって、個別の債務者に対する債権等に対する引当額が異なる結果となるため、例えば現行実務において想定される以下のような場合に、内部統制上も監査上も判断が極めて困難になる可能性がある。 • 正常先上位だった債務者の信用悪化に応じて、なるべく早めに正常先中位に落とすという判断が必ずしも保守

論点の項目	コメントの概要
	的ではなくなる。 • 本来は正常先下位となる可能性のある債務者の状況を見極めるために、いったん正常先中位とし、その後に状況を見極めた結果、正常先下位に落とすといったプロセスを経た場合には、SICR は発生しないことになる。 • 当期末と前期末を比較すれば SICR 発生とはならないが、例えば中間期末と前中間期末を比較すれば SICR 発生となる場合があり、内部管理上混乱が生じる。 • その他要注意先の状態で貸付を実行した場合に、その後、当該債務者が正常先にランクアップした場合には反証規定を用いても SICR なしとして取り扱うことができない これらの課題を十分に踏まえた上で、もし反証規定を設けるのであれば、優良格付と中間格付の定義の明確化と合わせ、実務上の適用上の課題への対応を行う必要がある。 [5] 現在、簡素化された算定方法に基づく SICR 判定の具体的適用にあたり、一部の銀行等は、正常先を 3 区分しつつ、中間格付の範囲を広くすることにより「正常先＝SICR なし」という整理を検討していると伺っている（この場合、次段落に記載の事項は問題とならない)。いずれにせよ、実務上そのような整理がなされることが想定されるのであれば、もとより「正常先＝SICR なし」と整理した上で、将来予測の適切な反映等を求める方が、より健全な会計実務の形成に資すると言えよう。 （CL27 前田　順一郎）
3-1.26) 要判定格付について SICR を反証できるケースが限定列挙なのか､例示なのか明確化すべきである。また､要判定格付に区分された債務者	同意する。 ただし、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)但書では、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースを 3 つ挙げているが、反証を認める余地があると考えられるケースはこの 3 つに留まらないと思われる。この点、3 つのケースが限定列挙なのか、反証できるケースの例示なのかが必ずしも明らかではないため、明確化が必要であると考える。 簡素化された予想信用損失の算定方法を適用した場合、期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末に要注意先以下であったケースでは、すでに信用リスクの著しい増大が解消している場合もあると考えられる。

論点の項目	コメントの概要
について、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましい。	それにもかかわらず、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)但書に示される 3 つのケースが限定列挙であるとした場合、当該債務者に対する債権等について信用リスクの著しい増大があるものとみなされ反証ができないことになる。しかし、このような取扱いは、債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大に着目するという原則に照らし、適切でないと考えられる。そのため、前期末に要注意先以下であったケースについても、前期末との比較により、列挙された 3 つのケースと同様の整理を可能とすることが望ましいと考えられる（※）。 また、仮に 3 つのケースが限定列挙ではなく、各企業に弾力的な判断の余地が認められるのであれば、その旨が本公開草案の文案からは必ずしも明らかではないため、明確化を要請する。 さらに、列挙された 3 つのケース以外にも、信用リスクの著しい増大がないと個別に判断できるケースは存在しうると考える。この点を踏まえると、その他要注意先に係る予想信用損失適用指針案第 60 項(1)の判定方法と同様に、要判定格付に区分された債務者についても、個別債権レベルの反証を可能とする旨を明記することが望ましいと考える。 （※）期末において要判定格付に区分された債務者が、前期末にその他要注意先に区分されており、予想信用損失適用指針案第 60 項(1)但書に従って、個別の債権等の単位で債権等の発生の認識以降の信用リスクの著しい増大が生じていないと反証されていた場合についても明確化が必要と考える。すなわち、同一の債務者に対して複数の債権が存在し、そのうち一部の債権については反証が成立している一方で、他の債権については反証が行われていない場合に、その後、内部信用格付に基づく債務者単位の判定をどのように考えるべきか明確でないため、この点についても明確化が必要と考える。 （CL11 有限責任 あずさ監査法人）
3-1.27） 前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に	以下の事項について検討いただきたい。 正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法において、前期末の内部信用格付が要注意先以下であったが、当期末に要判定格付に改善した場合の反証の取扱いを明確化すること （理　由）

論点の項目	コメントの概要
改善した場合の反証の取扱いを明確化すべきである。	正常先の信用リスクの著しい増大に関する判定に係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関連して、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うが、債務者単位で同項(2)の①から③に示す場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとされている。 この点、当該①から③に示す場合は限定列挙されたものであると考えられるが、要判定格付に区分された債務者に対する債権等に係る反証において、前期末において要判定格付より低い格付であった債務者が当期末において要判定格付に区分されることとなった場合に対する適用が明確ではないと考えられる。例えば、ある債務者の内部信用格付が前期末においてその他要注意先に区分され、信用リスクが著しく増大していたと判定されていた、又は個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）が、当期末において当該債務者の内部信用格付が要判定格付に改善した場合、当期末において信用リスクが著しく増大していないと反証することが可能であるかどうかについて、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では明らかでないと考えられる。 一般的に信用リスクの改善に関しては、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）第 28-2 項において、「全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定していた債権等について、期末においては第 28 項(2)に該当しないと判定した場合、予想信用損失を期末における 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定する。」とされているが、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)は債務者単位での反証を示すものとされている。 したがって、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)において、要判定格付より低い格付から要判定格付に区分されることとなった債務者に対する債権等に対する適用が明確ではないため、このような債務者に対する債権等に関する適用を明確化すべきであると考えられる。 （CL14 日本公認会計士協会）

<table>
<tr><th>論点の項目</th><th>コメントの概要</th></tr>
<tr><td></td><td>（対象文書）
予想信用損失適用指針(58 項、60 項)
（項目・論点）
簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定
（意見等）
簡素化された判定方法における正常先の SICR 判定において、期末に「要判定格付」となった場合の反証についてご教示いただきたい。
<table><tr><th>前期末</th><th>SICR 判定結果</th></tr><tr><td>①優良格付</td><td>SICR あり（反証不可）</td></tr><tr><td>②中間格付</td><td>SICR あり（反証可）</td></tr><tr><td>③要判定格付
※反証可は、前期末に反証した場合のみ</td><td>SICR あり（反証可）</td></tr><tr><td>④要注意先
（前期末に反証）</td><td>？？？</td></tr><tr><td>⑤要注意先以下
（前期末に反証せず）</td><td>？？？</td></tr></table>前期末ごとの結果は上記となる理解だが、事例④⑤のように前期末が要注意先または要注意先以下である場合については、反証可能な例に含まれていない。前期末に反証できていた要注意先以下が要判定格付にランクアップした場合には、引き続き反証可能であるとの理解でよいか。
なお、上記事例のうち事例⑤（要注意先以下で反証せず、要判定格付にランクアップした場合）の反証の取扱いはどのようになるか。
（理由等）</td></tr>
</table>

論点の項目	コメントの概要
	実務構築の検討において理解を深めるため必要と考えている情報のため。 （CL17 一般社団法人全国銀行協会）
3-1.28） 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち､正常先の SICR の判定についての明確化を検討して頂きたい。	次の項目についてご検討ください。 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について、次の点の明確化 ①　前期以前の内部信用格付が「その他要注意先」以下であった場合の反証の要否 ②　前々期末に優良格付、前期末に中間格付、当期末に要判定格付となった場合の反証の要否等 ③　中間決算時点の内部信用格付の取扱い ④　企業規模等により内部信用格付にキャップがある場合の取扱い （理由） 簡素化された予想信用損失の算定方法のうち、正常先の信用リスクの著しい増大の判定について： ①　前期末の内部信用格付が「その他要注意先」に区分された場合、①信用リスクが著しく増大していたと判定されていた債権 A 及び、②個別の債権等の単位で信用リスクが著しく増大していないと反証していた（予想信用損失適用指針案第 60 項(1)）債権 B が存在した場合で、当期末の内部信用格付が「要判定格付」となったケースを想定します。このようなケースは、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)の反証できるケースに含まれておらず、反証の可否が不明確になっています。 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)では、当期末において「要判定格付」に区分された場合には、「債務者単位」で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないことが反証できるとされていますが、上記のケースにおいて、債権 A 及び債権 B をまとめて債務者単位で反証できるのかどうかを明確化することで実務における混乱を回避することができ、有用であると考えられます。 ②　予想信用損失適用指針案第 58 項(2)①では、要判定格付に区分された債務者のうち、前期末において中間格付に区分されていた場合には、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとされています。こ

論点の項目	コメントの概要
	れに関連して、以下の２つのケースを考えます。 ➢ ケースＡ：前々期末：優良格付、前期末：中間格付、当期末：要判定格付 ➢ ケースＢ：前々期末：優良格付、前期末：優良格付、当期末：要判定格付 本公開草案に基づけば、格付が徐々に低下している場合（ケースＡ）については上述のとおり反証可能である一方、急激に格付が悪化した場合（ケースＢ）については反証不能であると理解していますが、必ずしも市場関係者の間で共通の理解がされているものではないと認識しており、この点は結論の背景等に明確にしておくことが有用であると考えられます。 また上記に関連して、正常先に区分される内部信用格付について、次の２つのケースのように設定した場合には、予想信用損失適用指針案第 58 項(2)に基づいてすべての正常先が反証可能ということになりますが、このようなケースも想定されているのかどうかについて明確にしておくことが必要であると考えられます。 ➢ ケースＣ：優良格付を設けずに中間格付及び要判定格付のみを設定する ➢ ケースＤ：優良格付を設定したうえで保守的に早めに中間格付に格下げする ③ 予想信用損失適用指針案第 58 項(2)①～③において、信用リスクが著しく増大していないと反証することができるケースとして、「前期末」の内部信用格付に言及されています。ここで、特に銀行等の第２種中間（連結）財務諸表を作成する企業については、中間決算においても期末と同様に内部信用格付の見直しを行い、当該格付の妥当性も含む中間監査も行われています。同項にしたがって期末に反証を実施する場合に、比較すべき対象は前期末（1 年前）の内部信用格付なのか、前中間期（半年前）の内部信用格付なのかを明らかにすることで、実務における混乱を回避することができると考えられます。なお、中間決算において前期末（6 か月前）の内部信用格付を参照するのか、前中間期（1 年前）の内部信用格付を参照するのかについても、同様です。 ④ 多くの地方銀行においては、取引先を大企業、中小企業等の企業規模の属性により、貸付金実行時の正常先内での内部信用格付にキャップがかけられていることが一般的です。例えば、中小企業では正常先内の最下層格

論点の項目	コメントの概要
	付（例えば「内部格付 5」）にキャップがかかっている場合、大企業にとっては「要判定格付」であるとしても、中小企業にとっては最高位の格付ということになるため、「優良格付」として取り扱うことが可能かどうかを明確にすることが有用であると考えられます。仮にこれが認められない場合には、中小企業はすべての正常先について信用リスクの著しい増大がないことを反証する必要性が生じ実務に影響を及ぼすため、実務上の取扱いを明確化する必要性があると考えられます。 （CL18 有限責任監査法人トーマツ）

以　上